

報道資料

令和2年（2020年）7月4日
健康福祉政策課

令和2年7月3日からの大雨による災害に係る災害救助法の適用について

令和2年7月3日からの大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、本日、5市6町5村に災害救助法の適用を決定しましたのでお知らせします。

○災害救助法適用市町村

八代市、人吉市、水俣市、上天草市、天草市、芦北町、津奈木町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町

【問い合わせ先】

健康福祉政策課地域支え合い支援室 西村、井上
TEL : 096-333-2819